

まちなか再生への 取り組みについて

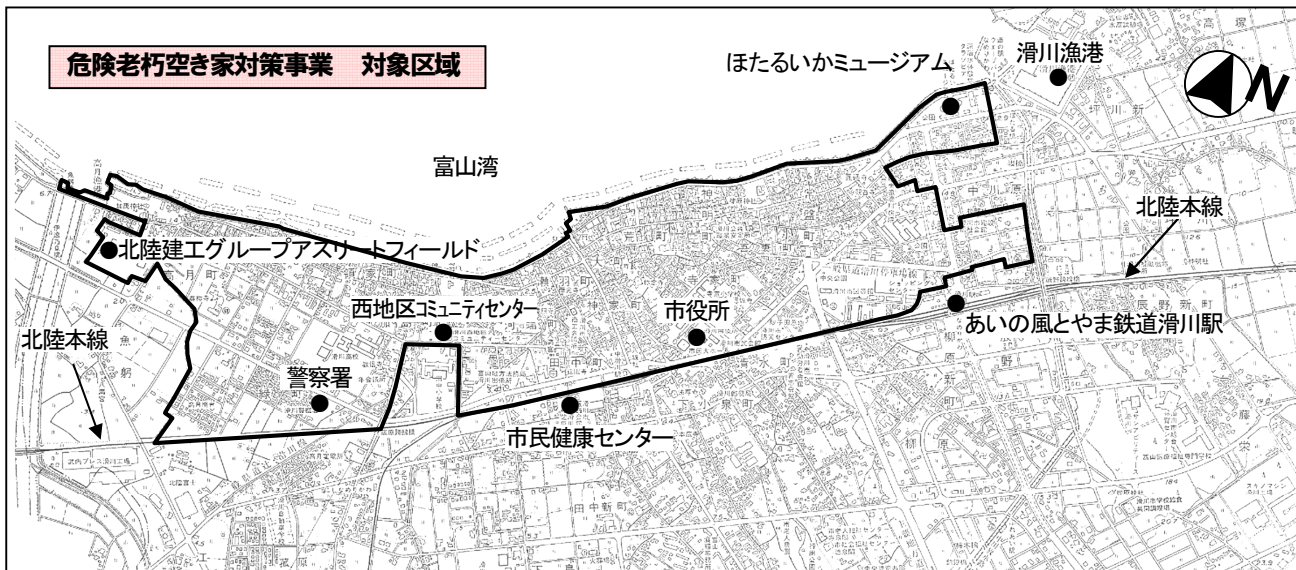
滑川市では、まちなかに住む人を増やし市街地の賑わいづくりと良好な住環境整備を図るため、『まちなか再生事業』を創設し、平成20年度から令和4年度までの15か年間にわたり実施しました。下記の事業につきましては、**期間を延長し令和10年度まで**としました。ぜひご活用ください。

◆危険老朽空き家対策事業

防災、防犯等の観点から居住環境の向上を図り、市民の皆さんの安全と安心を確保するため、まちなか(=人口集中地区：下記参照)の老朽化した危険な空き家のうち、土地も含めて寄付をいただいた家屋を市において取壊しいたします。

なお、取壊し後は、町内会での管理のもと公共空き地として活用していきたいと考えております。

対象となる空き家	当市の判定士が現地において確認し、周囲に対して危険性があると判定した木造建築物等
主な事業対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ●土地及び建物を市に寄付していただけるもの ●物権や借地権等が設定されていないもの (設定されている場合は、当事者において抹消願います) ●維持管理について地域住民等の同意が得られるもの ●土地又は建物を所有している方が市税を滞納していないこと など
備考	町内会や近隣住民の方で相談、情報等がありましたらお寄せくださいますよう、お願いします。



ぜひ、「まちなか再生事業」
をご活用ください！



お問合せ
〒936-8601
富山県滑川市寺家町104 ☎ 076-475-1453
都市計画課 建築住宅係

滑川市